

## 入院時食事療養（Ⅰ）について

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

### 入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）	
一般（下記以外）	一般（下記以外）	550円	
		指定難病患者 330円	
低所得者 （住民税非課税者）	低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	270円
		91日目以降の入院	220円
該当なし	低所得者Ⅰ （老齢福祉年金受給権者）	130円	

### 入院時生活療養費・生活療養標準負担額

療養病床に入院する65歳以上の患者			標準負担額	
			食費 (1食)	居住費 (1日)
一 般	①一般の患者（下記に該当しない患者）	入院時生活療養費（Ⅰ）	550円	430円
	②厚生労働大臣が定める者（重篤な病状又は集中治療を要する者等）		550円	430円
	③指定難病患者（低所得者Ⅰ・Ⅱを除く）		330円	0円
低 所 得 者 Ⅱ	④低所得者Ⅱ ⑤⑥のいずれにも該当しない方		270円	430円
	⑤低所得者Ⅱ（重篤な病状又は集中的治療を要する者等）	入院日数が90日以下の方	270円	430円
		入院日数が90日を超える方	220円	430円
	⑥低所得者Ⅱ（指定難病患者）	入院日数が90日以下の方	270円	0円
入院日数が90日を超える方		220円	0円	
低 所 得 者 Ⅰ	⑦低所得者Ⅰ ⑧⑨⑩⑪のいずれにも該当しない方		160円	430円
	⑧低所得者Ⅰ（重篤な病状又は集中的治療を要する者等）		130円	430円
	⑨低所得者Ⅰ（指定難病患者）		130円	0円
	⑩低所得者Ⅰ/老齢福祉年金受給者		130円	0円
	⑪境界層該当者		130円	0円

令和8年6月1日 事務長 渡村 雄一